

令和2年度監査等年間計画

(令和2年1月10日決定)

(令和2年6月3日変更)

(令和2年10月14日変更)

仙台市監査基準第13条の規定に基づき、以下のとおり令和2年度監査等年間計画を策定する。

1 監査等の基本方針

令和2年度においては、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与することを目的に、合规性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえた監査等を実施する。その実施にあたっては、内部統制に依拠する程度を勘案し、監査対象に係るリスクを考慮した着眼点を選定することなどにより策定した実施計画に基づき、効果的かつ効率的な監査に努める。

2 監査等の種類・対象及び実施予定時期等

令和2年度に計画的に行う監査等は次により実施する。

(1) 定例監査

① 一般会計及び特別会計（工事に係る監査を除く。）[担当：監査課]

概ね3年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和2年2月～令和2年7月	市民局，経済局（農林部，中央卸売市場），都市整備局（総務課，技術管理室，市街地整備部，住宅政策部）
令和2年10月～令和3年2月	経済局（産業政策部），文化観光局，都市整備局（計画部，総合交通政策部，公共建築部，建築宅地部）
令和3年2月～令和3年7月	危機管理室，財政局（財政部，理財部），健康福祉局（障害福祉部，保険高齢部），消防局

② 公営企業会計（工事に係る監査を除く。）[担当：企業監査課]

概ね2年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和2年4月～令和2年7月	交通局
令和2年9月～令和2年12月	建設局（下水道事業）
令和3年1月～令和3年6月	ガス局

③ 工事監査 [担当：工事監査課]

概ね2年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和2年3月～令和2年7月	財政局, 市民局, 青葉区役所, 交通局
令和2年7月～令和2年11月	まちづくり政策局, 文化観光局, 若林区役所, 水道局
令和2年11月～令和3年3月	宮城野区役所, 太白区役所, ガス局
令和3年3月～令和3年7月	危機管理室, 都市整備局, 消防局

(2) 財政援助団体等の監査

定例監査の対象部局が所管する財政援助団体等から下記の基準にしたがって対象団体を選定し、定例監査の際に併せて実施する。

① 出資団体監査

監査実施年度において地方自治法施行令第140条の7の規定による出資比率が25%以上の団体（一般会計及び特別会計にあつては、出資比率25%以上50%未満の団体は必要に応じ実施する）。

② 財政援助団体監査

監査対象期間内に3,000万円以上の財政援助を受けた団体のうち、財政援助の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査実施団体を抽出する。

③ 公の施設の指定管理者監査

監査対象期間内に施設の管理を行っている指定管理者のうち、施設の種類及び指定管理者数等を勘案し、監査実施団体を抽出する。

(3) 例月出納検査

① 一般会計・特別会計については、原則として前月分について毎月25日と26日に実施する。[担当：監査課]

② 公営企業会計については、原則として前々月分について毎月10日と11日に実施する。[担当：企業監査課]

(4) 決算審査

① 一般会計・特別会計については、7月上旬から8月中旬に実施する。[担当：監査課]

② 公営企業会計については、6月上旬から8月中旬に実施する。[担当：企業監査課]

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率審査 [担当：監査課・企業監査課]

7月上旬から8月中旬に実施する。